



長野県報

7月11日(木)
平成25年
(2013年)
第2487号

目 次

条 例

長野県文化会館条例の一部を改正する条例（生活文化課）	3
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例（医療推進課）	8
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	9
長野県立中学校条例の一部を改正する条例（高校教育課）	10

規 則

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（水大気環境課）	10
--	----

告 示

平成25年3月25日専決処分した平成24年度補正予算の要領（財政課）	11
平成25年3月29日専決処分した平成24年度補正予算の要領（財政課）	11
平成25年7月5日成立した平成25年度補正予算の要領（財政課）	12
平成25年7月5日成立した平成25年度補正予算の要領（財政課）	14
長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部改正（こども・家庭課）	15
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（2件）（都市計画課）	15

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（4件）（県民協働・NPO課）	15
一般競争入札（財産活用課）	16
特定調達契約に係る一般競争入札（財産活用課）	16
特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）	18
随意契約の相手方の決定（財産活用課）	18
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	18
建築基準法に基づく認定（建築指導課）	19
一般競争入札（3件）（道路管理課）	19
一般競争入札（5件）（河川課）	21
特定調達契約に係る一般競争入札（人材育成課）	25
特定調達契約に係る一般競争入札（文化財・生涯学習課）	26

本号で公布された条例のあらまし**◇ 長野県文化会館条例の一部を改正する条例（条例第31号）**

- 1 高度な専門的知識や技術の蓄積とその活用が必要とされる長野県文化会館の指定管理者の特殊性を考慮して、その募集の方法を非公募にすることとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行うこととしました。
 - (1) 地方消費税の税率の引上げ
税率（改正前：消費税4%に対して、100分の25）を、次のとおり引き上げることとしました。
ア 平成26年4月1日から 消費税6.3%に対して、63分の17
イ 平成27年10月1日から 消費税7.8%に対して、78分の22
 - (2) 住宅ローン税額控除の拡充
個人県民税の税額控除の対象となる適用期間を、平成29年12月末（改正前：平成25年12月末）までに住宅を取得した場合に延長するとともに、平成26年4月以降は、控除限度額を54,600円（改正前：39,000円）に引き上げることとしました。
 - (3) 金融所得に対する課税方式の変更
ア 法人に係る利子割の廃止
イ 公社債に対する課税方式の変更
 - 2 この条例は、平成26年4月1日（一部の規定は、公布の日、同年1月1日、平成27年1月1日、同年10月1日、平成28年1月1日、平成29年1月1日）から施行します。
-

◇ 長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 医療の高度化・複雑化に対応できる専門性の高い看護師の養成を行うため、長野県看護専門学校について次のとおり見直しを行いました。
 - (1) 長野県須坂看護専門学校
ア 平成26年4月1日に入学する者から、3年課程の修業年限を4年とすることとしました。
イ 2年課程を閉鎖することとしました。
 - (2) 長野県木曽看護専門学校を閉校することとしました。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日（一部の規定は、平成27年4月1日、平成28年4月1日）から施行します。
-

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、第2種動物取扱業の届出の受理等の事務を長野市に移譲するほか、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成25年9月1日から施行します。
-

◇ 長野県立中学校条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 中南信地域に中高一貫教育を導入するため、併設型中学校として長野県諏訪清陵高等学校附属中学校を諏訪市に設置することとしました。
 - 2 この条例は、平成25年11月1日から施行します。
-

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第31号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例（昭和57年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「を公募し、その申請により指定管理者の」を「の申請によりその」に改める。

第7条を削る。

第8条中「第6条の申請は」を「前条の申請は、知事が定める日までに」に改め、同条を第7条とし、第9条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「(第14条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活文化課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第32号

長野県県税条例の一部を改正する条例

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第39条の10中「100分の25」を「63分の17」に改める。

第40条第12項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号のイの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号のイの事業を含む。)」を削る。

附則第4条の4第1項中「及び次条」を「から附則第4条の4の3まで」に改め、同項第1号中「第41条第2項」の次に「から第4項まで」を加え、同項第2号のウ中「第10条の5」を「第10条の5の4」に、「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改め、同項第3号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改める。

附則第4条の4の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改め、同項第1号中「若しくは第5項」を「から第5項まで若しくは第10項から第12項まで」に改め、同項第2号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改め、同條に次の1項を加える。

4 県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

附則第4条の4の3を次のように改める。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第4条の4の3 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第4条の4第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2
附則第4条の4第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2

附則第4条の 4第1項第3号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される同法第41条の2の2若しくは同法
前条第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2
前条第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
前条第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される同法第41条の2の2若しくは同法
前条第2項第2号	租税特別措置法第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とし、前条第4項の規定は、適用しない。

附則第4条の 4第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで
住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)
当該金額	当該住宅借入金等の金額
これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項までの規定
計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
前条第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

附則第4条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(寄附金税額控除における特例控除額の特例)」を付する。

附則第4条の6中「第21条の5第1項及び第2項並びに前条」を「第21条の5及び附則第4条の5」に改め、同条を附則第4条の7とし、附則第4条の5の次に次の1条を加える。

第4条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第21条の5及び前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第21条の5第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100

分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

附則第10条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第11条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（法附則第42条第1項に規定する東日本大震災をいう。次項及び次条において同じ。）により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条の4又は附則第9条から前条までの規定を適用する。

附則第4条の4第1項第2号のイ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第9条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第10条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第10条の2第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
前条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第11条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「に前項」を「にこれら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納稅義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条の4又は附則第9条から前条までの規定を適用する。

第2条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号のア中「、第29条」を削り、同号のウ中「特定株式等譲渡所得金額」を「特定株式等譲渡対価等」に、「第21条の3、第33条の15」を「第18条」に改め、同号のエ中「同じ。」を「同じ。」に改める。

第18条第1項第5号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第21条の3中「した特定株式等譲渡所得金額」の次に「（法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この条及び第33条の15において同じ。）」を加える。

第21条の5第1項第3号中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

第29条第3項中「第53条第34項」を「第53条第31項」に、「同条第35項又は第38項」を「同条第32項又は第35項」に、「第33項、第35項及び第38項」を「第30項、第32項及び第35項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、法第53条第40項又は法」を「又は」に、「第53条第29項から第33項まで及び第41項」を「第53条第26項から第30項まで及び第36項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第33条の4を次のように改める。

第33条の4 削除

第33条の5の見出し中「国外公社債等」を「国外一般公社債等」に改め、同条中「国外公社債等の利子等又は」を「法第23条第1項第14号のロに規定する国外一般公社債等の利子等又は同号のニに規定する」に、「第3条の3第4項」を「第3条の3第4項第1号」に改め、「(個人に限る。)」を削る。

第33条の13第1項中「(という。)又は」を「(という。)」に、「である」を「又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額(次項において「償還金に係る差益金額」という。)である」に改め、同条第2項中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第33条の15第2項を削る。

第33条の18第1項中「、選択口座」を「、租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

第33条の20中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る」を削り、「第37条の11の4第2項」を「第37条の11の4第3項」に改め、「源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた」を削り、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第39条の10中「63分の17」を「78分の22」に改める。

第105条の4中「第2項及び第6項」を「第5項」に改める。

附則第3条第4項及び附則第3条の2第4項中「附則第11条の2の3第1項又は」を「附則第11条の2の3第1項、附則第11条の2の4第1項又は」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第11条の2の4第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

附則第4条の5中「附則第11条の2の3第1項」の次に「、附則第11条の2の4第1項」を加える。

附則第6条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る」を「は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び」に、「配当所得の金額(以下)を「利子所得の金額及び配当所得の金額として法附則第33条の2第1項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(以下)に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「附則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び」を「附則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに」に、「附則第4条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び」を「附則第4条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに」に、「(同項)を「(同項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項)に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第2号中「同条第1項」を「同項」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第19条及び第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

附則第11条の2の3の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該県民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納稅義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

附則第11条の2の3第3項を削り、同条第4項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第11条の2の4第1項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式()」を「特定管理株式等()」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「、同条第1項」に、「が株式」を「又は同条第1項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債」に、「同項各号」を「同法第37条の11の2第1項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28

条第8項第3号のイに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。)」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡を」に改め、同条第2項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして施行令附則第18条の2第2項で定めるものを含む」を「同条第2項に規定する譲渡をいう」に改め、同条を附則第11条の2の5とし、附則第11条の2の3の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の4 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として法附則第35条の2の2第1項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額（第21条の3に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する附則第9条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納稅義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 附則第9条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第31条第3項第2号」とあるのは「第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法第37条の10第6項第4号」と、「附則第9条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第11条の2の4第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「附則第9条第1項の」とあるのは「附則第11条の2の4第1項の」と、「附則第9条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額」とあるのは「附則第11条の2の4第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中長野県県税条例第40条の改正規定及び同条例附則第4条の4第1項第2号のウの改正規定（「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改める部分に限る。）並びに附則第2項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中長野県県税条例附則第4条の4第1項第2号のウの改正規定（「第10条の5」を「第10条の5の4」に改める部分に限る。）及び同項第3号の改正規定、同条例附則第4条の4の2第1項第2号の改正規定、同条例附則第4条の5の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条例附則第4条の6の改正規定、同条を同条例附則第4条の7とし、同条例附則第4条の5の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第10条及び第11条の2の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 平成26年1月1日
 - (3) 第1条中長野県県税条例附則第4条の4第1項各号列記以外の部分及び同項第1号の改正規定、同条例附則第4条の4の2の改正規定（同条第1項第2号に係る部分を除く。）並びに同条例附則第4条の4の3の改正規定 平成27年1月1日
 - (4) 第2条中長野県県税条例第39条の10の改正規定及び附則第7項の規定 平成27年10月1日
 - (5) 第2条の規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。） 平成28年1月1日
 - (6) 第2条中長野県県税条例附則第3条、第3条の2、第4条の5、第6条、第11条の2の3及び第11条の2の4の改正規定並びに同条を同条例附則第11条の2の5とし、同条例附則第11条の2の3の次に1条を加える改正規定並びに附則第5項の規定 平成29年1月1日

(県民税に関する規定の適用)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4条の6及び第4条の7の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第11条の2第2項の規定は、県民税の納稅義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 5 第2条の規定（附則第1項第6号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の長野県県税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する規定の適用)

- 6 新条例第39条の10の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（新条例第39条の8第1号に規定する事業

者をいう。以下同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び施行日以後に保税地域(同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

7 第2条の規定による改正後の長野県県税条例第39条の10の規定は、附則第1項第4号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

税務課

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第33号

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例

(長野県看護専門学校条例の一部改正)

第1条 長野県看護専門学校条例(昭和39年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条の表の長野県須坂看護専門学校の項中	2年	3年	を	4年(平成26年3月31日から引き続き在学する者にあつては、3年)	に改める。
----------------------	----	----	---	-----------------------------------	-------

第5条中「長野県須坂看護専門学校(修業年限2年のものに限る。)及び」及び「(修業年限3年のものに限る。)」を削る。

第8条第1項の表を次のように改める。

区分		授業料	入学料	受験料
長野県須坂看護専門学校	修業年限4年	年額 234,600円	84,600円	9,600円
	修業年限3年	年額 166,800円	24,000円	9,600円
長野県木曽看護専門学校		年額 166,800円	24,000円	9,600円

第2条 長野県看護専門学校条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県須坂看護専門学校条例

第2条中「長野県看護専門学校」を「長野県須坂看護専門学校」に、「設置」を「須坂市に設置」に改める。

第3条を次のように改める。

(修業年限)

第3条 学校の修業年限は、4年(平成26年3月31日から引き続き在学する者にあつては、3年)とする。

第5条中「長野県木曽看護専門学校にあつては第1号又は第2号に、長野県須坂看護専門学校にあつては第3号、第4号又は第5号を「次の各号のいずれか」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第8条第1項の表の長野県須坂看護専門学校の項中	長野県須坂看護専門学校	修業年限4年	を
		修業年限3年	

修業年限4年	に改め、同表の長野県木曽看護専門学校の項を削る。
修業年限3年	

第9条第2項を次のように改める。

2 寄宿料の額は、月額5,900円とする。

(長野県須坂看護専門学校条例の一部改正)

第3条 長野県須坂看護専門学校条例の一部を次のように改正する。

第3条中「(平成26年3月31日から引き続き在学する者にあつては、3年)」を削る。

第8条第1項の表を次のように改める。

授業料	入学料	受験料
年額 234,600円	84,600円	9,600円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から、第3条及び次項の規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日に長野県須坂看護専門学校に在学する者のうち修業年限が3年であるものが同日後も引き続き長野県須坂看護専門学校に在学する場合におけるその者に係る修業年限及び授業料の額は、第3条の規定による改正後の長野県須坂看護専門学校条例第3条及び第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療推進課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第34号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の13の項中「動物取扱業の」を「第1種動物取扱業の」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に、

「 (9) 法第15条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧	」 を
「 (9) 法第14条第3項の規定による変更の届出の受理 (10) 法第15条の規定による第1種動物取扱業者登録簿の閲覧	」 に、「(10)」を「(11)」に改め、「等の届出の受理」

の次に「(法第24条の4において準用する場合を含む。(17)、(19)及び(20)において同じ。)」を加え、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に、

「(13)」を「(14)」に、「 (14) 法第23条第1項の規定による改善の勧告	」 を
---	-----

「 (15) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理 (16) 法第22条の6第3項の規定による検査書等の提出の命令 (17) 法第23条第1項の規定による改善の勧告	」 に、「(15)」を「(18)」に、「(16)」を「(19)」に、
---	------------------------------------

「(17)」を「(20)」に、「 (18) 法第25条第1項の規定による必要な措置の勧告 (19) 法第25条第2項の規定による必要な措置の命令	」 を
---	-----

「 (21) 法第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理 (22) 法第24条の3第1項本文の規定による変更の届出の受理 (23) 法第24条の3第2項の規定による変更の届出の受理 (24) 法第25条第1項の規定による必要な措置の勧告 (25) 法第25条第2項の規定による必要な措置の命令 (26) 法第25条第3項の規定による必要な措置の命令又は勧告	」 に、「(20)」を「(27)」に、「(21)」を「(28)」に、「(22)」
---	--

を「(29)」に、「(23)」を「(30)」に、「(24)」を「(31)」に、「(25)」を「(32)」に、「(26)」を「(33)」に、「(27)」を「(34)」に、「(28)」を「(35)」に、「(29)」を「(36)」に、「(30)」を「(37)」に、「(31)」を「(38)」に改め、「(32)から(35)までにおいて同じ。」を削り、「(32)省令」を「(39)省令」に、「(33)」を「(40)」に、「(34)」を「(41)」に、「(35)省令」を「(42)省令」に、「(36)」を「(43)」に、「(37)」を「(44)」に、「(38)」を「(45)」に、

「 (39) 省令第13条第10号の規定による通知の受理	」 を
------------------------------	-----

「 (46) 省令第10条の6第3項の規定による書類の提出の要求 (47) 省令第13条第10号の規定による通知の受理	」 に、「(40)」を「(48)」に、「(41)」を「(49)」に、「(42)」
--	--

を「(50)」に、「第18条第4項」を「第18条第5項」に、「(43)」を「(51)」に、「(46)」を「(54)」に、「(44)」を「(52)」に、「(45)」を「(53)」に、「(47)」を「(55)」に、「(48)」を「(56)」に、「(49)」を「(57)」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の26の2の項中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条(見出しを含む。)中「ねこ」を「猫」に改める。

第9条第1項中「ねこ」を「猫」に、「第12条第1項第4号」を「第12条第1項第3号」に、「動物取扱業者」を「第1種動物取扱業者、法第24条の3第1項本文に規定する第2種動物取扱業者」に改める。

第11条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第13条中「第35条第1項(同条第2項)」を「第35条第1項本文(同条第3項)」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第14条第4項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第15条中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第23条中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律に基づく事務のうち長野市が処理するものの範囲等)

2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)の規定に基づく事務のうち次に掲げるものは、長野市が処理することとする。

(1) 附則第3条第2項の規定による犬猫等販売業の届出の受理

(2) 附則第8条第1項の規定による第2種動物取扱業の届出の受理

食品・生活衛生課

長野県立中学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第35号

長野県立中学校条例の一部を改正する条例

長野県立中学校条例(平成23年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

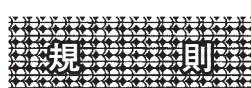
長野県諏訪清陵高等学校附属中学校

諏訪市

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

高校教育課



長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第44号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号)

第2条第1項に規定する森林の土地以外の土地を対象とする契約であって、当該土地の面積が500平方メートル未満であるものを締結しようとする場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水大気環境課